

鶴岡市農業委員会第17回西部農地部会議事録

日 時 場 所	平成31年 4月15日(金) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎2階 205会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 斎藤 智博 主幹 佐藤 友志 主査 野口 みゆき 調整専門員 金内 かな 専門員 石塚 亮 伊藤 豊 調整主任 日向 正人 鶴岡分室専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 斎藤朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 13:30
議 長	本日、欠席届は提出されておられません。また、遅参、早退もありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第17回西部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は慣例より議 長から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め議長から指名いたします。 6番 今野 喜好 委員、7番 石塚 治己 委員 を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について 報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて 報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について

	報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について 事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説明)《報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて》
	(説明)《報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説明)《報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議長	質疑のある方は挙手をお願いいたします。 9番 菊地推進委員。
9番 推進委員	9番菊地です。鶴207、鶴208の■■■さんは新規就農者だったように思いますが、面積を減らしても新規就農計画に変更などはないのでしょうか。
事務局	鶴207、鶴208の■■■さんは認定新規就農者です。今回この農地を解約して経営面積は一時的に減少しますが、新たな農地を借り入れて計画を維持できる見込みがあると聞いております。
議長	6番今野委員。
6番委員	6番今野です。15ページ鶴19の■■■■■さんは一人暮らしだったと思うのですが、敷地拡張ということですので、家族が増えるとか、拡張理由を事務局で把握しているようなら教えてほしいです。
事務局	土地の整理という事で、今後売買の予定や親類が入る等の話は聞いておりません。
議長	他にございませんか。ないようでしたら、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	3条案件ですので各担当委員より現地調査の報告をお願いします。 9番大池委員。
9番委員	9番大池です。4月5日午前9時から12時に長谷川推進委員と事務局2名と私の計4名で現地確認をいたしました。 鶴25、出し手の■■■■■さんは受け手の■■■■■さんと委託契約を結んでいまして、■■■■■さんが適正に管理していることを確認しました。出し手は遠隔地に住まいしていますので、管理が大変ということから今回の所有権移転となったとのことです。 鶴26、鶴27については適正に管理されておりまして、問題はないと確認してきました。鶴27の■■■さんは農業再開のための買い戻しとのことです。
議長	1番五十嵐委員。
1番委員	1番五十嵐です。温5の案件に関しまして、4月3日に佐藤宣夫推進委員、事務局、私の3名で現地確認をいたしました。 この土地はもともと受け手の■■■さんが開拓したところで、なぜか出し手の■■■■■さんの所有になっていたものです。このたび話し合いにより譲渡することとなりました。
議長	15番 佐藤推進委員。
15番 推進委員	15番佐藤です。温6から温10の案件について、4月3日午前10時から12時に、五十嵐委員と事務局と私の計3名で、現地確認をいたしました。 すでに圃場整備により区画整理済みの農地ですが、地籍調査により出し手と受け手の農地が入り組んでいることが判明し、交換や譲渡で解決しようというものです。 適正に管理されており、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
議長	1番小南推進委員。

1 番 推進委員	1 番小南です。鶴 28 の案件について、現地確認しました。 親子の関係です。適正に管理されており、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
議 長	3 番太田委員。
3 番委員	3 番太田です。鶴 29 の案件について、現地確認しました。 親子の関係です。適正に管理されておりまして、問題がなかったことをご報告いたします。
議 長	それでは、審議を行います。何か質疑のある方はいませんか。 9 番菊地推進委員。
9 番 推進委員	9 番菊地です。鶴 27 の案件に関しまして、農業再開の経緯を把握してありましたら、説明をお願いいたします。
事 務 局	■■さんが来庁された時の話では、代金が不払いのため許可の取り消しを求めるものでありましたが、調査の結果、すでに藤の花ファームに所有権が移転されていたので許可取り消しができないことから、このたび買い戻しに至ったとのことです。 農業用機械については、■■さんが所有する機械を藤の花ファームに貸付けており、その機械を利用して農業再開をするとのことです。 藤の花ファームは当初は■■さんの息子さんが代表者であって、経営農地を拡大していったのですが、想定通りの所得が得られないことから、購入代金の不払いが生じたとのことでした。藤の花ファームは現在別の方が代表者になっています。
議 長	暫時、休憩します。
	(休憩 14:00~14:08)
議 長	休憩を解き、議事に戻ります。 他に質疑ありませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議第 1 号は原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について≫
議 長	現地確認の報告をお願いいたします。9 番大池委員。
9 番 委 員	9 番大池です。鶴 4 の案件ですが、住宅地ですので周囲に農地もなく、周囲の農地への影響はないとおもいます。
議 長	それでは、質疑を行います。何か質疑のある方はいませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 2 号は原案通り決しました。 つづきまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 3 号 農地第 5 条の規定による許可申請について≫
議 長	現地確認の報告をお願いいたします。9 番大池委員。

9 番委員	9 番大池です。鶴 19、鶴 20 につきまして、適正に管理されていました。また、鶴 21 の案件につきまして、周囲への影響はないことをご報告いたします。
議 長	それでは、質疑を行います。何か質疑のある方はいませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 3 号は原案通り決しました。 議案第 4 号 農地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 4 号 農地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	それでは、質疑を行います。何か質疑のある方はいませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 4 号 農地利用集積計画 (案) について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 4 号は原案通り決しました。 それでは、議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について》
議 長	現地確認の報告をお願いいたします。9 番大池委員。
9 番委員	9 番大池です。鶴 1 の案件におきまして確認したところ、農用地からの除外は止むを得ないと判断いたしました。
議 長	それでは質疑に入ります。何か質問のある方お願いします。 5 番阿部推進委員。
5 番 推進委員	5 番阿部です。農用地からの除外について、地域住民や改良区等からの意見などあるとは思いますが、除外へのプロセスを教えてください。
事 務 局	当該地の申請経緯ですが、平成 30 年度以降の施設整備の計画として、鶴岡市高齢者福祉計画第 7 期介護事業保険計画によるグループホームの建設予定があり、以前より候補地を探していたところ、隣接各施設との連携が見込めること、隣接する農地の地権者の理解、協力を得られたことにより、施設の建設をしたいとのことから、除外の申請に至ったものです。
議 長	5 番阿部推進委員
5 番 推進委員	5 番阿部です。申請地角の十字路に排水路がありまして、渇水期にポンプで水をあげている場所なのですけれども、改良区や生産組合との話し合いはありましたか。
事 務 局	除外申請された時点で、民田地区の生産組合長より同意書をいただいております。
議 長	他にございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 5 号は原案通り決しました。 以上で本日の審議を全て終了します。 それでは農業者年金の裁定請求について、事務局より報告願います。
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》

議長	報告事項ではありますが、質問のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、これもちまして第17回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 14 : 30
	<p style="text-align: center;">議 長 鈴 木 裕</p> <hr style="width: 60%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 事 録 署名委員 今 野 喜 好</p> <hr style="width: 60%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 事 録 署名委員 石 塚 治 己</p> <hr style="width: 60%; margin: auto;"/>